

消防局専用寝具賃貸借 『仕様書』

消防局専用寝具（和歌山広域消防指令センターにおいて使用する寝具を含む。）賃貸借の仕様について、次のとおり定める。

1 寝具類規格仕様

各物品の規格は、次に掲げる製品又はこれと同等以上のものとする。

(1) 掛布団

- ア 掛布団は、丸洗いがされること。
- イ サイズは、145cm×200cm以上とする。
- ウ 側地表は、ポリエステル100%又はポリエステルとアクリル系繊維の混合（プリント柄）で、防炎加工、抗菌、防臭仕様とする。
- エ 側地裏は、ポリエステル100%又はポリエステルとアクリル系繊維の混合（無地）で、防炎、抗菌、防臭仕様とする。
- オ 中綿は、防炎仕様とする。
- カ 中綿量は、1.3kg以上とする。
- キ 加工は、キルティング仕上げとする。

(2) 敷布団

- ア 掛布団は、丸洗いがされること。
- イ サイズは、100cm×200cm以上とする。
- ウ 側地表裏は、ポリエステル100%又はポリエステルとアクリル系繊維の混合（無地）で、防炎加工、抗菌、防臭仕様とする。
- エ 中綿は、防炎仕様とする。
- オ 中綿量は、4.0kg以上とする。
- カ 加工は、キルティング仕上げとする。

(3) 枕

- ア サイズは、30cm×40cm以上とする。
- イ 側地は、防炎仕様とする。
- ウ 中材は、ビロパイマーを使用する。
- エ 中材量は、1.0kg以上とする。

(4) 枕カバー

- ア サイズは、40cm×68cm以上とする。
- イ 側地は、防炎仕様とする。

(5) 包布

- ア サイズは、150cm×210cm以上とする。
- イ 側地は、防炎仕様とする。

(6) シーツ

- ア サイズは、160cm×260cm以上とする。
- イ 生地は、防炎仕様とする。

(7) 毛布

- ア サイズは、140cm×200cm以上とする。

イ 表材は、アクリル100%で、難燃、静電防止、抗菌仕様とする。
ウ 重さは、1.7kg程度とする。

(8) マットレス

ア サイズは、100cm×200cm以上とする。(敷布団とのバランスを考慮すること。)
イ 側地はブロードとし、厚さ6.0cm以上の三折りとする。

2 契約期間（賃貸借期間）

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 賃貸借条件

- (1) 掛布団1枚（包布付）、敷布団1枚（シーツ4枚付）、毛布1枚（包布付）、マットレス1枚、枕2個（枕カバー2枚付）で1セットとし、消防局専用の賃貸借品とすること。
- (2) 掛布団、敷布団及びマットレスは、年1回高熱乾燥殺菌消毒を行うこと。
なお、消毒時期については、消防局担当者が指定する。
- (3) 毛布は年1回、包布、シーツ及び枕カバーは1か月に1回、洗濯交換すること。
なお、洗濯交換物品の交換日程については、消防局担当者と調整すること。
- (4) 事業者は、別紙で指定するとおり、各借上場所に所定のセット数を納入し、配置すること。
ただし、合計セット数の範囲内で、各借上場所の配置数量を変更する場合があるので、その場合は消防局担当者が指定する数量で配置すること。
- (5) 契約期間中、各借上物品が仕様を満たさなくなった場合、消防局担当者及び事業者が立会いのもと、状態を確認し、その借上物品を交換すること。
- (6) 納入又は交換する物品は、未使用品である必要はないが、清潔で、破損や綻びのない状態であること。
- (7) 事業者は、クリーニング業法（昭和25年5月27日法律第207号）第5条の規定に係る届出済であること。
- (8) クリーニング業法第8条の2第1項の規定により、都道府県知事が指定したクリーニング師の資質の向上を図るために研修を修了しているクリーニング師を直接的に雇用していること。

4 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長宛て提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び

日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

別 紙 借上場所及び配置数量

	所在地	名称	配置数量
ア	八番丁12番地	消防局指令課 和歌山広域消防指令センター	18
イ	八番丁12番地	中消防署（本署）	36
ウ	和歌浦東1丁目1番13号	中消防署南分署	13
エ	手平六丁目102番9	中消防署南分署宮前出張所	11
オ	鳴神1059番地6	東消防署（本署）	20
カ	加納246番地3	東消防署四箇郷出張所	6
キ	森小手穂49番地1	東消防署岡崎分署	13
ク	吐前568番地	東消防署河南出張所	6
ケ	狐島645番地3	北消防署（本署）	22
コ	加太1203番地4	北消防署加太出張所	6
サ	弘西1101番地2	北消防署紀伊分署	13
シ	園部596番地163	北消防署紀伊分署鳴滝出張所	6
合計セット数			170

※ 所在地は全て和歌山市内である。

※ 配置数量の値はセット数である。

賃貸借契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と
消防局専用寝具（以下「寝具」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結し、
信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（目的）

第1条 乙は寝具を賃貸し、甲はこれを賃借するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（寝具仕様及び借上場所等）

第3条 寝具の仕様及び寝具セットの借上場所等は、別紙仕様書のとおりとする。

（賃貸借の履行方法）

第4条 乙は、別紙仕様書の内容に従って賃貸借を履行しなければならない。

（賃貸借料）

第5条 賃貸借料の年額は
円（消費税及び地方消費税分を含む。）
とする。

2 賃貸借料は月払いとし、各月の支払金額は、別紙支払額内訳書のとおりとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させて
はならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第7条 乙は、賃貸借の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはな
らない。ただし、賃貸借の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得
た場合は、この限りでない。

（賃貸借の調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、賃貸借の履行状況について調査を行い、若
しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して賃貸借の履行に関して必要な指示を与
えることができる。

（寝具の清潔維持）

第9条 乙は、寝具の清潔を維持するため、次に掲げる作業を実施しなければならない。

（1）掛布団、敷布団及びマットレスについては、10月頃に高熱乾燥殺菌

（2）毛布については、10月頃に洗濯

（3）包布、シーツ及び枕カバーについては、1か月に1回交換

2 乙は、前項の作業を実施したときは、直ちに甲の検査を受けることとする。

（賃貸借内容の変更等）

第10条 甲は、必要がある場合は、賃貸借の内容を変更し、又は賃貸借を一時中止することができる。この場合において、賃貸借金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

(損害の負担)

第11条 賃貸借の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、賃貸借の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の履行不能)

第12条 乙は、その責めに帰すべき理由により賃貸借を履行しないときは、その履行不能分に相当する賃貸借料の額を減額して、甲に賃貸借料を請求しなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生ずるときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、賃貸借金額の100分の30の金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(確認)

第13条 乙は、毎月、賃貸借を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(賃貸借料の支払)

第14条 乙は、毎月末に1か月当たりの賃貸借について、前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、賃貸借料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に賃貸借料を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による賃貸借料の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第15条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中賃貸借を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第21条第1項に規定する秘密の保持等に関する事項を遵守していないと認められるとき。

(3) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、賃貸借金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、賃貸借の既履行部分について確認の上、その部分に相応する賃貸借料を乙に支払わなければならない。

第16条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第10条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(善管注意義務)

第17条 甲は、寝具を善良な管理者の注意をもって使用、管理しなければならない。

(暴力団等排除に係る解除)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

イ 暴力団関係者(暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。)

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が經營若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が經營若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
 - (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第19条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したもの）をいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したもの）をいい。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するも

のであるとき。

- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいづれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

第20条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第10条第1項の規定により賃貸借の内容を変更したため、賃貸借料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第10条第1項の規定による賃貸借の一時中止期間が6か月を超えたとき。
- 2 第10条第2項及び第15条第4項の規定は、前項の規定により、この契約を解除された場合に準用する。

(賠償金等の徴収)

第21条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき賃貸借料と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第22条 乙は、賃貸借を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 乙は、賃貸借に従事する者が賃貸借を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。
- 3 乙は、乙又は乙の賃貸借に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(合意管轄)

第23条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第24条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙

別 紙

支 払 額 内 訳 書

借上げ単価	借上げセット数	借上げ日数	借 上 げ 額	消 費 税	総 額
円	170 セット	365 日	円	円	円

借入れ月	借上げ日数	月 額	消 費 税	支 払 額
4月	30 日	円	円	円
5月	31 日	円	円	円
6月	30 日	円	円	円
7月	31 日	円	円	円
8月	31 日	円	円	円
9月	30 日	円	円	円
10月	31 日	円	円	円
11月	30 日	円	円	円
12月	31 日	円	円	円
1月	31 日	円	円	円
2月	28 日	円	円	円
3月	31 日	円	円	円
合 計	365 日	円	円	円